

【戸田市選挙管理委員会 委員長談話】

本日、東京高等裁判所で、当選の効力に関する審査の申立てに関し、原告の埼玉県選挙管理委員会による裁決の取消請求を棄却する旨の判決がありました。現時点では、判決の具体的内容を十分に把握しておりませんが、これまでの戸田市選挙管理委員会の主張が認められたものと考えております。戸田市選挙管理委員会としましては、引き続き選挙の適正な執行等の使命を全うしてまいります。

戸田市選挙管理委員会委員長 駒崎恭子